

平成二十年二月二十九日提出
質問第一三〇号

不正な標準報酬月額訂正と被保険者資格の遡及喪失手続きに関する質問主意書

提出者 内山 晃

不正な標準報酬月額訂正と被保険者資格の遡及喪失手続きに関する質問主意書

年金記録確認第三者委員会に申し立てられた事案の中に、不正に標準報酬月額の訂正や、被保険者資格の喪失日の遡及処理が行われたケースが確認され、第三者委員会のおっせんを受けた件数が複数発生している。特に、全喪事業所に勤務していた被保険者に、不正な標準報酬月額の訂正と、遡及した被保険者資格の喪失処理を行ったケースが存在すると思われる。消えた年金記録問題で、いまだ国民の年金に対する不信や不安は払拭できておらず、今回の全喪事業所における問題は、国民の年金に対する不信の新たな火種にもなりかねない重要な問題である。政府は、現在、全喪事業所について、どのように把握しているかを国民の前に明らかにすべきだと考える。

従って、次の事項について質問する。

- 一 直近の五年間で、全喪事業所の被保険者に対し、全喪年月日の前一年以内で標準報酬月額の遡及訂正や、被保険者資格喪失日の遡及処理手続きが行われた事業所数と被保険者数はどのくらいか。あわせて、この数字を政府としてはどのように認識し、今後どのように対応していくべきと考えるか。明確な答弁を求める。

右質問する。